

災害時等における相互協力に関する協定

広島県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力を必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、西瀬戸自動車道沿線等の甲の管理する道路（以下「甲管理道路」という。）及び西瀬戸自動車道の乙の管理する道路（以下「乙管理道路」という。）において、前条に定める災害等が起こった場合に、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
- （2） 甲又は乙が通行止めの段階的、部分的な解除等被災地の早期復旧及び交通手段の確保等を第一義として実施する措置
- （3） 甲又は乙が通行止め区間及び別表1に示す緊急開口部を活用した通行を相手方に要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
- （4） 甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
- （5） 応急対策及び復旧業務を実施するために必要となる敷地、施設及び資材の提供
- （6） 通行止め時の流出IC等における利用者への周辺道路情報等の提供
- （7） 甲及び乙が所有する土質調査結果等、予防保全に関する情報共有
- （8） その他必要と認められる措置

2 前項第3号に規定する「要請車両」は次の車両とし、要請車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとする。

- （1） 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車以外の車両
- （2） 甲管理道路若しくは乙管理道路の沿道又はその近傍において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する車両

3 第1項第2号及び第3号の措置に必要な公安委員会等関係機関への意見聴取又は協議は、被要請者が行うものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

4 第1項第5号に規定する「資材」の提供を円滑に行うため、甲及び乙は、双方が保有する資材の種類及び所在を相互に通知するものとする。

5 第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までの措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条第1項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請に応じた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。ただし、第2条第1項第4号に定める協力のうち、甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供の実施に係る費用については被要請者が負担するものとし、第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の実施に係る費用については、実施措置の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により負担割合を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練における連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、防災訓練の同時実施や相手方の防災訓練への参加など連携に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月29日

甲 広島県知事

湯 崎 英 彦 (署名)

乙 本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長

酒 井 孝 志 (署名)